

計画の内容

基本目標 1 男女の人権の尊重

- 1 施策の方向性** **男女の人権尊重の意識づくり**
人権尊重を基盤とした男女平等を推進する教育、学習の充実を図ります。
- 2 施策の方向性** **男性、子どもにとっての男女共同参画**
すべての人の多様な生き方を尊重し、あらゆる場面で活躍することができるよう、男性にとっても暮らしやすい社会を推進します。また、子どもの頃から男女共同参画を正しく理解し、自然に実践できるように教育・啓発に努めます。
- 3 施策の方向性** **男女間の暴力を許さない社会の実現【山口市 DV 対策基本計画】**
男女を問わず、配偶者等からの暴力を予防し、暴力を許さない社会の実現を目指した意識啓発及び法律、制度など、被害者支援のための体制の整備・充実に向けた取組を進めていきます。
- 4 施策の方向性** **心とからだの健康支援**
生涯を通じた健康管理のための健康教育や、健康相談事業を実施します。

基本目標 2 男女共同参画意識の醸成と浸透

- 1 施策の方向性** **男女共同参画社会の形成に向けての市民意識の醸成**
男女共同参画意識醸成のための広報・啓発活動を推進します。
- 2 施策の方向性** **男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進**
男女共同参画の視点に立った家庭教育を進め、主体的で多様な選択を身に付けられるよう子どもの頃からのキャリア教育を推進します。



基本目標 3 あらゆる分野への男女共同参画の促進

- 1 施策の方向性** **政策・方針決定の場への参画促進**
男女がその個性と能力を十分発揮し、社会のあらゆる分野において参画することのできる男女共同参画社会を形成するため、政策・方針決定過程への男女共同参画を推進します。
- 2 施策の方向性** **エンパワーメントとリーダーの育成**
女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画するため、能力開発を中心とした知識・情報に関する学習機会の充実に努めます。
- 3 施策の方向性** **家庭・地域における男女共同参画の促進**
家庭での家事や育児、介護などを男女がともに担い、必要な知識、技術の習得のための学習機会を提供します。また、防災・災害復興における男女共同参画を推進します。
- 4 施策の方向性** **国際交流・協力を通じた男女共同参画の推進**
国際化・情報化が急速な今日において、国際交流や国際理解を促進し、国際社会の一員として、国際的な取組と協調を図る必要があることから、情報収集や相互理解のための学習機会を提供します。



基本目標 4 男女がいきいきと働ける環境整備

- 1 施策の方向性** **男女平等な雇用環境の整備**
山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、事業所への普及啓発に努め、企業の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)への取組を推進します。
- 2 施策の方向性** **仕事と家庭の両立支援**
男女がともに仕事と家庭生活における責任を果たせる環境をつくるため、育児や介護等に参画しやすい職場環境づくりに努めます。
- 3 施策の方向性** **男女のチャレンジ支援**
性別にとらわれず、能力と意欲に応じて幅広い職種で活躍できるような職業能力の開発を促進し、併せて男女の起業を推進するなど、様々な労働形態を選択することができるように支援します。



基本目標 5 推進体制の整備・充実

- 1 施策の方向性** **推進体制の強化**
男女共同参画社会づくりに欠かせない、市民の自主的な活動を支援し、個人、団体等のネットワークの強化を図ります。また、庁内組織である「男女共同参画推進本部」を中心とした機能強化と職員意識啓発により、男女共同参画施策を総合的・計画的に推進します。
- 2 施策の方向性** **推進拠点の充実**
男女共同参画社会の実現を目指し、市民、団体が主体となって幅広く活動できる拠点施設の充実を図ります。



山口市民安全全部人権推進課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
TEL 083-934-2767 FAX 083-934-2867
e-mail jinken@city.yamaguchi.lg.jp

山口市男女共同参画基本計画

後期行動計画

2013-2017



山口市

山口市男女共同参画基本計画

男女共同参画社会の実現

認めあい 支えあい
ともに夢拓くまち やまぐち



後期行動計画

1 計画策定の趣旨

山口市では、男女が性別に関わりなく社会の一員として尊重され、対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を分かち合える男女共同参画社会を目指して、平成 20(2008)年 3月に「山口市男女共同参画基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

平成 20 年度に計画がスタートしてから前期行動計画期間（5 年間）が経過しましたが、この間、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化にともない生じてきた新たな課題への対応も必要になってきました。そこで、今後の 5 年間の目標と方向性を示す「後期行動計画」を策定し、市民の皆様と一緒に取組をすすめることといたしました。

2 計画の性格と位置づけ

- ・本計画は、「山口市総合計画」を上位計画とし、国、県の男女共同参画に関する基本方針を踏まえて「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- ・本計画のうち「基本目標 1」の「(3) 男女間の暴力を許さない社会の実現」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」にあたります。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度までの 5 年間とします。なお、社会情勢の変化等への対応のため、必要に応じて見直しを行います。

後期行動計画の重点目標

1 政策・方針決定の立案及び決定への女性の参画の推進

政策・方針決定の過程に、男女がともに連携して関わっていくことにより、これまで以上に新しい発想と多様な価値観をもたらし、職場や地域社会の活性化につながります。組織の役職や行政の審議会など、今まで女性の少なかった分野に積極的な参画を推進します。

2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のための環境整備

働き方の見直しによる仕事の進め方や時間管理の効率化により、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が図られるとともに、多様なライフスタイルに対応することができる子育て支援をはじめ、地域活動への参加や、働きながら介護等に携わることができる環境の整備が必要です。

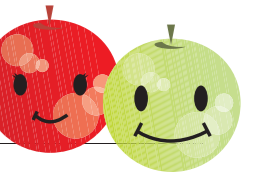
3 配偶者に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「山口市 DV (ドメスティック・バイオレンス) 対策基本計画」を策定しました。この計画では、配偶者等からの暴力による通報、相談、保護等の支援体制を整備します。

4 男女共同参画意識の一層の浸透

社会制度・慣行の中には男女の地位の不平等感が根強く残っていることから、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野でともに自立して、その個性と能力を発揮することができるよう、人権尊重を基盤とした男女平等を推進します。また、男女共同参画を正しく理解するための啓発を行います。

後期行動計画 施策体系図



重点目標	基本目標	施策の方向性	基本的施策
政策・方針決定の立案及び決定への女性の参画の推進	男女の人権の尊重	1 男女の人権尊重の意識づくり	①人権尊重についての啓発推進 ②男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上
		2 男性、子どもにとっての男女共同参画	①男性への意識啓発及び家庭・地域参画に向けた支援 ②子どもの発達段階に応じた男女共同参画の理解の促進 ③子どもの安全確保と健全育成
		3 男女間の暴力を許さない社会の実現 〔山口市DV対策基本計画〕	①男女間の暴力に関する意識啓発の推進 ②相談体制の充実及び被害者の保護 ③被害者の自立支援 ④DV対策推進体制の整備
		4 心とからだの健康支援	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透 ②発達段階に応じた適切な性教育の推進 ③生涯を通じた健康管理・保持・増進対策の推進
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のための環境整備	男女共同参画意識の醸成と浸透	1 男女共同参画社会の形成に向けての市民意識の醸成	①意識醸成のための広報・啓発活動の推進 ②社会制度と慣行の見直し ③男女共同参画に関する情報の収集と提供機能の充実
		2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 ②学校等における男女共同参画の視点に立った教育の推進 ③生涯にわたる男女共同参画学習の推進
あらゆる分野への男女共同参画の促進	政策・方針決定の場への女性の参画促進	1 政策・方針決定の場への女性の参画促進	①政策・方針決定過程への女性の参画の促進 ②職場における女性の登用の促進 ③農林水産業における女性の参画の促進
		2 エンパワーメントとリーダーの育成	①女性のエンパワーメントのための学習機会の充実 ②リーダーの育成
		3 家庭・地域における男女共同参画の促進	①家庭での家事・育児・介護の分担の促進 ②男女がともに参画する地域活動・市民活動の促進 ③防災・災害復興における男女共同参画の推進
		4 国際交流・協力を通じた男女共同参画の推進	①国際交流・協力を通じた男女共同参画の推進
男女がいいきと働ける環境整備	配偶者に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援	1 男女平等な雇用環境の整備	①男女雇用機会均等法等の啓発の推進 ②男女共同参画に取り組む事業所(経営者)の育成
		2 仕事と家庭の両立支援	①仕事と家庭を両立するための職場環境整備の促進 ②育児支援サービスの充実 ③介護支援サービスの充実
		3 女性のチャレンジ支援	①女性の職業能力の開発と就業支援の推進 ②女性の起業やパートタイム労働など多様な働き方への支援
推進体制の整備・充実	男女共同参画意識の一層の浸透	1 推進体制の強化	①市民参画の促進 ②全庁的な推進体制の充実
		2 推進拠点の充実	①男女共同参画センターの充実

男女共同参画社会の実現
認めあい 支えあい
ともに夢拓くまち やまぐち

後期行動計画では、次ページに掲げる施策の体系に沿って具体的な取組を進めていきます。

